

福生市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

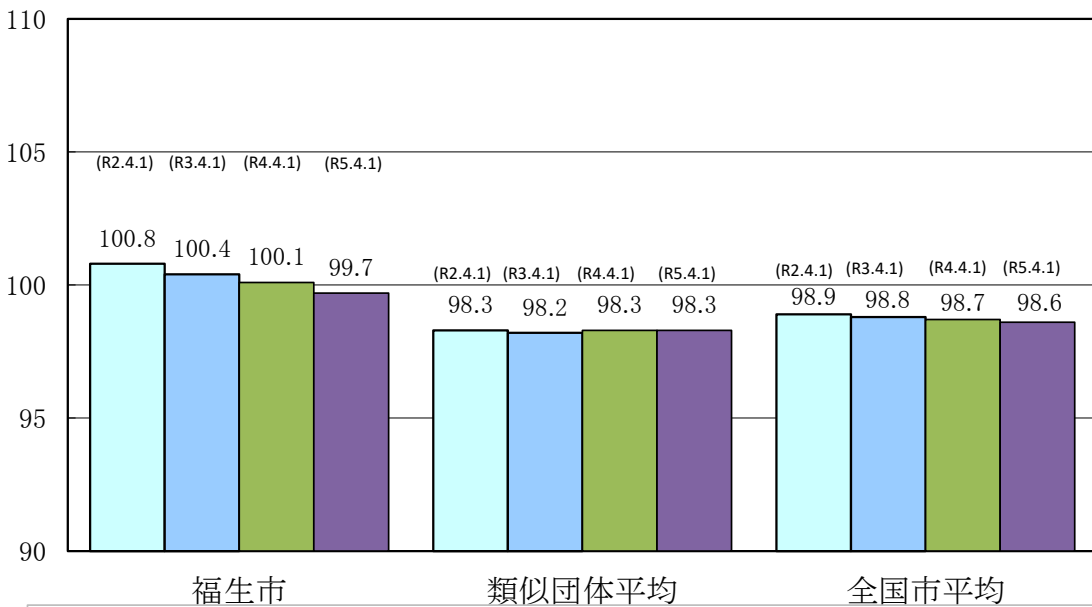
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 56,201	千円 28,414,749	千円 1,637,462	千円 3,873,473	% 13.6	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 367	千円 1,308,305	千円 419,514	千円 619,057	千円 2,346,876	千円 6,395	千円 6,066

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数で、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

福生市の給料表は東京都の給料表に準じています。
 令和5年4月1日のラスパイレス指数は、昨年と比較して職員の構成の変動などに伴い、0.4ポイントの減少となっています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円 409,882	円 406,313	円 3,569 0.88%	% 0.88	% 1.02	% 1.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 5年度	月 4.63	月 4.55	月 0.08	月 0.10	月 4.65	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 給料表は、東京都人事委員会勧告を踏まえ民間賃金と給与水準の均衡を図るため、給料表を平均1.7%引き下げを行いました。
 福生市においては、地域手当の支給割合の変更が無いため、職員給与の引き下げの激変緩和のため、職員の給料格付けを旧給料月額と同額または直近下位への切替を実施しました。

②地域手当の見直し

(支給割合) 変更なし (国基準15%、福生市15%)

③その他の見直し内容

管理職員の給料月額について減額 (部長職100分の5.2、課長職100分の3.9)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福生市	39.0 歳	305,700 円	403,205 円	374,751 円
東京都	42.4 歳	316,277 円	451,385 円	398,074 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.6 歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 (A) / (B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福生市	56.8	13人	302,400円	364,508円	355,215円	—	—	—	—
うち用務員	57.4歳	7人	284,700円	339,571円	335,914円	用務員	49.1歳	241,700円	1.40
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	17人	321,114円	373,492円	352,981円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C) / (D)
福生市	—	—	—
うち用務員	5,390,157円	3,253,900円	1.66

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和2年から令和4年までの3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 職員数の少ない職種の平均年齢、平均給料月額等は個人情報にあたるため、非公開とします。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		福 生 市	東 京 都	国	
一般行政職	大 学 卒	187,900 円	187,900 円	総合職	189,700 円
	高 校 卒	152,200 円	152,200 円	一般職	185,200 円
技能労務職	高 校 卒	149,600 円	149,600 円		151,900 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,926 円	379,190 円	392,754 円	400,432 円
	高 校 卒	- 円	311,600 円	347,050 円	388,850 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	331,000 円

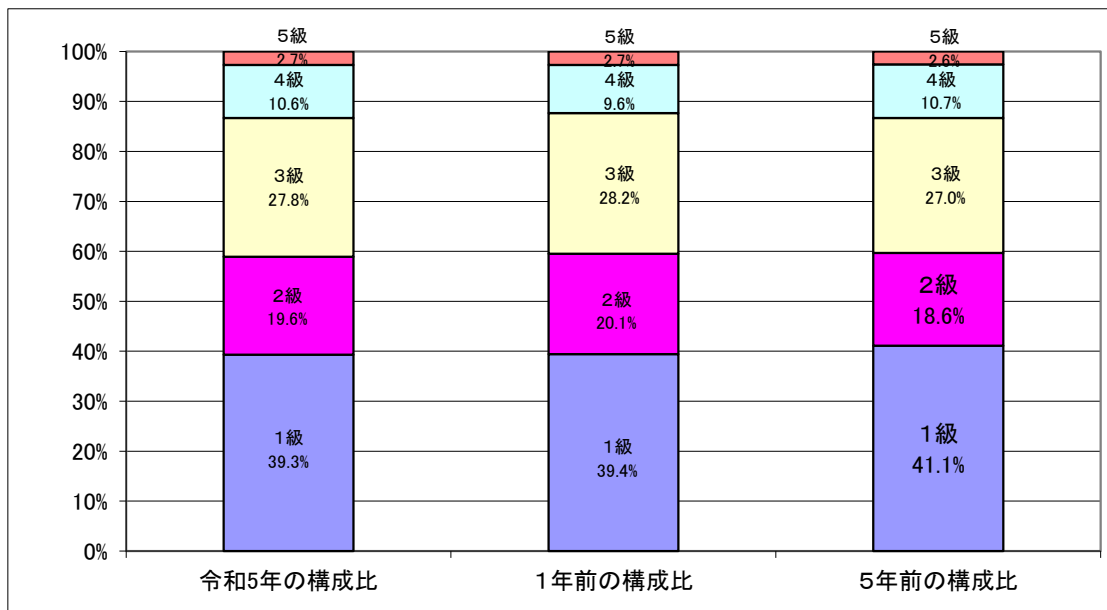
「-」は該当する職員・近似層の職員が3人以下の場合

3 一般行政職の級別職員数等の状況

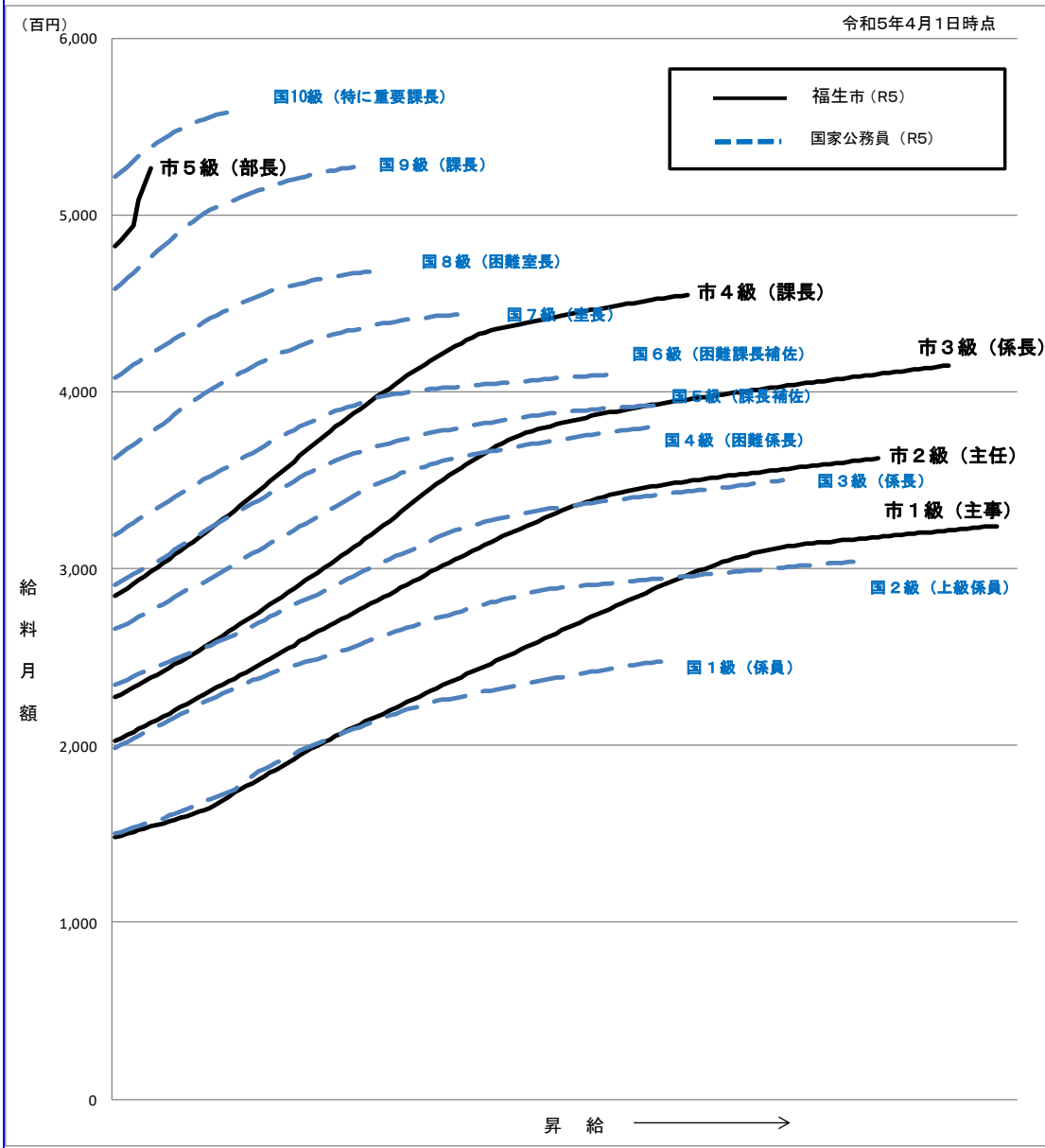
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長又は参事の職務	9 人	2.7 %	482,300 円	526,700 円
4 級	課長又は主幹の職務	35 人	10.6 %	284,500 円	455,000 円
3 級	係長又は主査の職務	92 人	27.8 %	227,300 円	415,100 円
2 級	主任の職務	65 人	19.6 %	202,600 円	362,500 円
1 級	係員の職務	130 人	39.3 %	148,300 円	324,300 円

(注) 1 福生市の一般職の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表（一）の級区分による職員数（再任用職員を除く）です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用方法

令和5年4月2日から令和6年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 生 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,687 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,844 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.15 月分 (1.35) 月分 (1.05) 月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.15 月分 (1.35) 月分 (1.05) 月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

	福生市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
（支給率） 勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	2,653 千円	24,504 千円	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%）		定年前早期退職特例措置（2%～45%）	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		210,386 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		573,259 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15.0 %	407 人	15.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度普通会計決算）	106,888 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度普通会計決算）	334 千円
支給実績（令和3年度普通会計決算）	114,872 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度普通会計決算）	360 千円

（注）休日給を含みます

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	行政職給料表1～3級職員 (主事～課長補佐職) ①【配偶者】6,000円 ②【子】9,000円 ③【父母等】6,000円 ④【16～22歳の子の加算】4,000円 行政職給料表4級職員(課長職) ①【配偶者】3,000円 ②【子】9,000円 ③【父母等】3,000円 ④【16～22歳の子の加算】4,000円 ※5級職員(部長職)は扶養手当不支給	異	①【配偶者】6,500円 ②【子】10,000円 ③【父母等】6,500円 ④【16～22歳の子の加算】5,000円	26,879 千円	215,032 円
住居手当	【世帯主、世帯主に準ずる者のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもので、自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているもの】15,000円 【その他の者】なし	異	賃貸住宅に居住する場合	7,929 千円	172,370 円
通勤手当	①交通機関 6ヶ月定期額(限度額55,000円) ②交通用具 通勤距離に応じて支給	同		16,509 千円	71,778 円
管理職手当	①部長級職 105,000円 ②課長級職 81,000円 ※再任用職員を除く	異	給料表、職務の級、区分ごとに定められた額	50,675 千円	1,078,191 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等	
	給料	月額等
給料	市長	900,000 円
	副市長	774,000 円
	教育長	727,000 円
報酬	議長	527,000 円
	副議長	471,000 円
	議員	447,000 円
期末手当	市長	(令和4年度支給割合) 4.55 月分
	副市長 教育長	(令和4年度支給割合) 4.55 月分
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 退職日の給料月額×在職年数×100分の400 1440.0 万円 任期ごと
	副市長	退職日の給料月額×在職年数×100分の300 928.8 万円 任期ごと
	教育長	退職日の給料月額×在職年数×100分の250 545.25 万円 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長、副市長4年=48月、教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

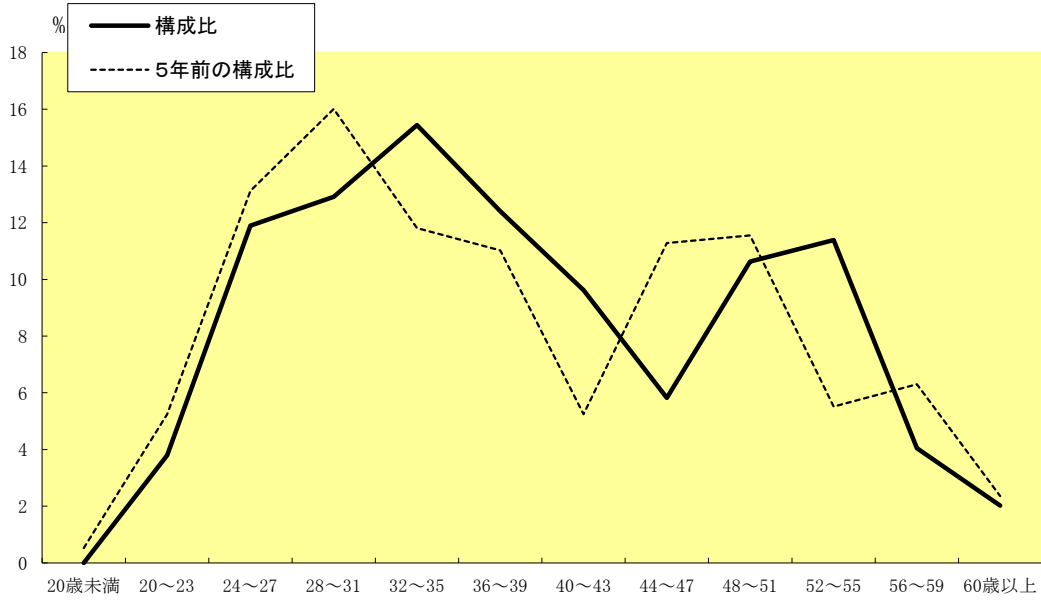
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	
		総務	111	116	5	育児休業取得者の増に伴う増など
		税務	23	23	0	
		民生	68	69	1	指導監査業務の強化及び重層的支援体制整備事業への対応に伴う増
		衛生	37	34	▲3	欠員に伴う減
		農林水産	3	3	0	
		商工	7	7	0	
		土木	40	39	▲1	欠員に伴う減
		計	296	298	2	<参考>人口1万人当たり職員数 53.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.55 人)
	教育部門	67	65	▲2	係の統合に伴う減など	
小計	363	363	0	<参考>人口1万人当たり職員数 64.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.15 人)		
公営企業等	会計部門	下水道	5	5	0	
		その他	27	27	0	
		小計	32	32	0	
合計		395	395	0	<参考>人口1万人当たり職員数 70.28 人	
		[476]	[476]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で再任用短時間勤務職員は除きます。

(注) 2 []内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	15人	47人	51人	61人	49人	38人	23人	42人	45人	16人	8人	395人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	270	280	288	285	296	298	28 (10.4%)
教育	78	77	73	68	67	65	△13 (△16.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	-
普通会計	348	357	361	353	363	363	15 (4.3%)
公営企業等会計	33	32	31	32	32	32	△1 (△3.0%)
総合計	381	389	392	385	395	395	14 (3.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数